

令和7年第5回 安芸太田町教育委員会議録

招 集 年 月 日	令和7年5月15日 (木)		
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター3階 エコ学習室		
開 閉 会 日 時	開 会	令和7年5月15日 (木) 午前9時30分	
	閉 会	令和7年5月15日 (木) 午前10時30分	
出席・欠席委員	出席委員	大野正人・池野博文・清胤祐子・河本千絵・小田純子	
	欠席委員		
職務により会議に出席した者	教育次長	長尾航治	
	課長	清水裕之	
	主幹	佐々木裕美	
	主幹	小坂法美	
会議に付した事件及び採決結果	議案第14号	安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可決
	議案第15号	安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱について	可決
	議案第16号	令和7年度学校運営協議会委員の委嘱について	可決
	議案第17号	財産の取得について	可決
報告協議事項	<p>1 令和7年度安芸太田町議会第3回定例会に提案する議案に対する意見聴取について</p> <p>2 服務規律の厳正確保について</p> <p>3 町内の園児・児童・生徒数について</p>		

【 議 事 録 】

日程第1 開会

(午後9時30分開会)

教育長)

皆さま、おはようございます。本日の会議の議題につきましてはお手元のとおりでございます。議案・報告・協議のうち公開になじまないものがあれば、最後にまわして審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(意見なし)

日程第2 教育長報告

(以下の項目について報告)

1 5月の学校園所、教育長の状況

- ① 憲法記念日 (3日)
- ② みどりの日 (4日)
- ③ こどもの日 (5日)
- ④ ひろしまフラワーフェスティバル (5日)
- ⑤ 振替休日 (6日)
- ⑥ 筒賀保育所・小学校運動会 (10日) →11日に延期
- ⑦ 戸河内小学校運動会 (10日)
- ⑧ 校長当初面談 (12日～16日)
- ⑨ 山県郡へき地教育研究連盟総会 (13日)
- ⑩ 第67回全国町村教育長会定期総会研究大会 東京 (13日～14日)
- ⑪ 教育委員会会議 (15日)
- ⑫ 奨学金貸付基金運営審議会 (16日)
- ⑬ 安芸太田中学校友笑祭 (17日) →18日に順延
- ⑭ 加計中学校運動会 (17日) →19日に順延
- ⑮ 令和7年度新しい学びプロジェクト協議会第1回連絡協議会 (19日)
- ⑯ 「なないろ」さん 文部科学大臣賞表彰 加計小学校 (20日)
- ⑰ 町校長研修会 (20日)
- ⑱ 管内教育長会議 (21日)
- ⑲ 政策会議 (22日)
- ⑳ 広島県町教育長会定期総会 (23日)
- ㉑ 修道保育所運動会 (24日)
- ㉒ 町教頭・事務長研修会 (26日)
- ㉓ 園・所長研修会 (27日)
- ㉔ 令和7年度広島県市町教育委員会連合会定期総会 (28日)
- ㉕ 図書館会議 (30日)
- ㉖ ライフル射撃大会実行委員会 (30日)
- ㉗ 第1回次世代自治共創会議 web (31日)

2 第67回全国町村教育長会定期総会研究大会報告

教育長)

私の方からのお話は以上でございます。何かご質問等ございませんでしょうか。

河本委員)

小学校の運動会が5月10日の早い時期に開催されたんですけど、新1年生とかの学校の様子はどうだったのか知りたいです。

清水課長)

昨日戸河内小学校に行ってまいりました。そこで校長と話をする時間を頂いた時に、運動会の話になりました。昨年度まで秋に行われていて今年度からこの季節にすることになって、1年生は大変だったでしょうという話をしたんですけど、校長は、園所にいる時にしっかり鍛えてもらっているのがあるから、むしろ1年生がすごくしっかりしていることに改めて気づいたので良かったということ、教職員にとってもですね、新しく異動して来られた先生方とこれまでおられた先生方が学校行事を通して関わり合ったり協議し合ったりする機会が増えたことによって、教職員集団のまとまりという面からしても有効だったという報告を聞かせてもらいました。

河本委員)

ありがとうございました。パンパンと音を聞きながらなんだろうと通ったら、集まっておられて、よかったです。

教育長)

両方見させていただきました。たまたまその運動会を見に行かれていた地域の方の話を聞く機会があったんですけども、地域と一つになった形で保護者の参加する種目も地域の方々の種目も多く、非常にその辺のところが温かい運動会だったということをおっしゃっていましたので、その通りだと思います。そういうところは少人数のこの地域性の強みだと思います。そこをしっかりと伸ばしていくということが大切だなということを改めて感じました。

河本委員)

ちょっと暑かったのですが、取り組み時間を短く長くみたいな感じよりは良かったですね。

教育長)

それでは、よろしいでしょうかね。

(意見なし)

日程第3 議事

教育長)

議案第14号安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

長尾次長)

(安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び安芸太田町

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明)

- ・子ども子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関連条例の改正

教育長)

説明は以上でございますけれども何かご質問等ございますか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 14 号安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。よって議案第 14 号安芸太田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び安芸太田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 15 号安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますがなにかご質問ございますでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 15 号安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。議案第 15 号安芸太田町筒賀児童センター運営委員会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 16 号令和 7 年度学校運営協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

清水課長)

(令和 7 年度学校運営協議会委員の委嘱について説明)

教育長)

説明は以上でございますけれども何か質問ありますでしょうか。

小田委員)

選出区分の支援活動というのは何になるのでしょうか。

清水課長)

例えば、筒賀小学校の選出区分の所の支援活動というのがありますが、この方は地域商社あきおおたに勤務されている方です。地域に住まわれている方とか、その地域で保護者ではないですけれども様々なことで支援をいただいている方をまとめて支援活動という区分にさせていただいています。

教育長)

よろしいでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第 16 号令和 7 年度学校運営協議会委員の委嘱についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。議案第 16 号令和 7 年度学校運営協議会委員の委嘱については原案のとおり可決されました。

教育長)

議案第 17 号財産の取得についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

長尾次長)

(財産の取得について説明)

- ・児童生徒学習用端末の交換に関する財産の取得

教育長)

説明は以上でございますけれども何かご質問はございますでしょうか。

池野委員)

コンピューターの更新というのは金額がはると思うんですが、何年間で更新されるんですかね。

長尾次長)

耐用年数というのはやっぱりあります。基本的には端末今5年ぐらいが端末の寿命だというふうに言われております。前回ですね、一番最初の機器を入れた時、私もここに担当で学校教育課長している時に端末導入しました。平成30年、これが一番初期の時に導入したものでございます。これも7年経ってるというもので実際にはタブレット端末自体はですね、なんともつものだったとしてもですね、その中に入るOSいわゆるコントロールする中の機能ですね、こうしたものがやっぱりあのもうもたないといったこともあります。従いまして、おおむね5年から7年程度で今後更新していかなければならないというふうに認識をしております。

池野委員)

補助率はどのくらいなんですか。

長尾次長)

補助率は3分の2というふうに聞いておまして、1台当たりの端末がいわゆる国の基準では5万5千円というふうに決められております。これに準じて整理させていただいています。

河本委員)

310台の内訳を。

長尾次長)

そうですね、ちょっとお示しができてないのでまたこれは別紙別表の方で整理をさせて頂いております。契約がですね、先程も申し上げましたとおり、まだでございますので、仕様書という形でちょっと整理をさせていただいておりますのでまた後程ご確認いただければと思います。

小田委員)

その他システム構築費はいくらかかるということですか。

長尾次長)

契約に関しましては、一括方式で契約をさせていただくと思っております、あくまでも議会の議決を取っていくのはこの備品購入費にかかる部分ということでこの金額を今日出させていただいております。システム構築等にもかなりの費用がかかりますので、これを合算したものでこの大塚商会さんの方と契約をしていくんですけれども事業費としては更に大きな金額になっていこうかと思っております。これが今契約を行おうとしている案件でございます、実際契約できましたら、この金額もお示しをしながら議会の方に説明をさせていただきたいと思っております。

清胤委員)

すごいやっぱり金額がかかるんだなと。しかも5年から7年に交換しなければいけない。持続的にこれ以上のお金がだんだんかかっていくと思うんですけれども、この時代の

流れに従って仕方がない。必要な経費これを議会の方々に議決していただけたらいただくことになるんですけど、この310台の割り振り先、学校がどのようにこれを有効活用していくのかっていうことが一番大切なことだと思うんです。だからそのところもしっかり教育委員会から学校側に伝えていただいて、子ども達一人ひとりの力になるように、この金額がですね、授業が行われますようによろしく願いいたします。

長尾次長)

割り振りに関しましては、もちろん生徒一人必ず1台端末をとということでございます。現状で申しますと平成30年から五月雨式にですね、台数調達して全て同じ物に統一ができてないんですけども、初めて今回ですね、全て同じ物が同じ小中学校に提供できるといった状況になると思います。どうしてもやはり機器なので保証ですとかそういったものもありますからそういった配分も含めての台数セーブさせていただいているといったものでございます。その辺りの所をしっかりと学校の方にもですね話をさせていただき、せっかくの端末でございますので有効活用できるというところで話をさせていただきたいと思っております。

教育長)

よろしいでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それではお諮りいたします。議案第17号財産の取得についてを原案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

教育長)

全員賛成です。議案第17号財産の取得については原案のとおり可決されました。

日程第4 報告・協議

教育長)

報告・協議1 令和7年度安芸太田町議会第3回定例会に提案する議案に対する意見聴取についてを議題とします。事務局より説明をお願いします。

長尾次長)

(令和7年度安芸太田町議会第3回定例会に提案する議案に対する意見聴取についてを説明)

教育長)

説明は以上でございますが、何かご質問等ございますでしょうか。

清胤委員)

最近の地球環境悪化の一途をたどっていった大きな災害が起りやすくなっているの

で、80万、30万っていうのが大きな金額ですけども、より頑丈に原状復帰じゃなくて、木だったらまた壊れるかもしれないから、錆びない壊れない、よくわからないですが鉄みたいなものを使うとか、そういう配慮をして頂けましたら、今年の冬が雪がすごかったら壊れるんじゃないかっていうのがありますのでよろしくお願いします。

長尾次長)

実際のところですね、加計小学校の給食搬入用のスロープのところの屋根なんですけれども、鋼管と木材を組んで屋根を作ってるんですけども、波板スレートが完全に全部やられちゃってまして、これに関しましては今、委員が言っていただきましたように補強して、次に耐荷性を持たせてですね、同じようにならないようにという修繕をしようと思っております。そういった意味で少し金額が大きくなっている部分でございます。筒賀給食調理場に関しましては、これは鉄板碁盤の波板スレートなんですけれども実際いうと老朽化です。あの完全に真ん中がへこんじゃいまして、空洞ができてそこから雨が漏れているという状況なのでこれに関しましては古くからあるので完全に新しいものに替えてしまう。そういったような修繕を行ないたいと思っているものでございます。

清胤委員)

給食は安心安全が原則ですから雨水が入るといけませんのでよろしくお願いします。

教育長)

貴重なご意見をありがとうございます。他にございますでしょうか。

(質問なし)

教育長)

報告・協議2 服務規律の厳正確保についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

清水課長)

(職務規律の厳正確保について説明)

・ 県教委発表の懲戒処分

教育長)

説明は以上でございますが質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

河本委員)

校長先生への行政措置っていうのは。

清水課長)

はい。されています。

河本委員)

いろんな聞き取りの中で校長責任があると。

清水課長)

やはり管理監督責任者としての処分ということになります。ちなみにですけれども、この被処分者は今回名前が公表されておりません。これについては、やはり被害者が特定されるということを鑑みて公表はなされなかったということだと思います。

河本委員)

こういうのが無くならないので、情けないんですけど、学校って結構死角が多いというか、よっぽど自制心を自分自身がきちっと保っていかないと無くならない。処分しても無くならない。

清水課長)

私も思いました。例えば学校でしたら、やはり児童生徒への個別指導をする時ってというのは少なからずあります。ただそういう時には密閉された空間にするのではなくて、できるだけオープンな状況で扉を開けて行うというのは各学校の方で心がけております。また、職員間でですね、気づきがあったときに遠慮せずに言い合えるような職場環境づくりということにも各学校では重点を置いて学校運営の方を進めてもらっているところです。

教育長)

他、よろしいでしょうか。

(意見なし)

教育長)

それでは次にまいります。

報告・協議3 町内の園児・児童生徒数についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

佐々木主幹)

(町内の園児・児童生徒数について説明)

教育長)

説明は以上でございますが、何かご質問等ございましたらお願いします。

清胤委員)

ため息ばかりなんですけれども、今ご報告を聞かせていただいて、園児数の方のかなりの減ということは、今後小中学校もかなりの減になるという流れですね。ということはやはり生まれる子どもたちがこの町内で多くなれない限り非常に厳しい現実がすぐ待っているということですよ。じゃあどうすればいいかということなんですけれども、これは教育委員会の管轄ではないかもしれませんが、移住者とか若者にたくさん来ていただくとか、結婚相談なんていう取り組みもあの町の方でしていただいているんですよ。あれの結果はどうだったのかっていうのもお聞かせいただければ今後の手の打ちようがまた変わってくるかなと。どっかの大きな結婚相談所とタイアップしてされてましたよね、あの結果をご存知でしょうか。

長尾次長)

3月まで町長部局におりましたので私の方から説明をさせていただきます。結婚相談所とかですね、ネット環境の中でやっていくということでツヴァイっていうのを活用してやっ

てたんですけれども実際には何名か成立はしました。ですが、その後の調査っていうのができておりませんで、じゃあ結婚まで至ったかというところには実際には結婚まで辿り着いたという事例の報告は受けておりません。私が知ってるさなかでいうとまだ1組ほどはおそらく最終的にはいいことになるんじゃないかなというところでは思っているところがございます。一方でですね、定住の取り組みと言ったところに関しましては今の町長が定住促進というところ非常に強く押し出しをしております、これも町にとってはかなり大きな予算を組んでですね、定住促進の住宅整備ということでもりみんハイツっていうのも耳にされていらっしゃるんですがここに関しまして、議会の方に報告をされているのでご存知だと思うんですけれども。ほぼ今入られていると言うような状況でございます。ですから今からまだ結婚して入られた方とかですねそういったものもありますので、少しずつはまた増える部分もあるかもしれないんですが、実際には社会減と言われる転出による減というのでもかなり大きくなってきております。そうしたことで町長部局の方もですね、かなりなんとか入れていこうという受け入れていこうという策を打ちながらも一方で外に出てしまうとそういったところどうして行くのかっていうところが課題になっていくんじゃないかなというふうには思っております。ちなみに保育所減というのでも在宅で見られている方もいらっしゃるんで、全ての子どもがここに反映してるわけではございません。これが全ての数ではありませんので、あらかじめお知りおきください。

河本委員)

昔からずっと思ってるんですけど、子育て世代がとりあえず安芸太田町に住まいを構えて、住宅とかに住んで生活していきながら次のステップを考えるときのきっかけになったのが、住宅の家賃の高騰。何年か住んでいたら上がる時期がある。そのお金を払うんだったらよそに出て、家を構えようみたいな発想になる方の話を何件か聞いていて、だから入れるのはいいんだけど継続してそこに住もうと思えるような仕組みが整ってないんだなと。でも結構前の話なんで現在はもしかしたら住宅に何年か住んで、逆に安くなっているよとか仕組みが変わっていたらいいなと思うんですけど。そういう町としての取り組みですよ、継続して居たくなる取り組みが大事なんじゃないかっていうのと働く場所の確保が大事なんじゃないかな。入れるのが多分その後っていうのが町として大事な気がしています。どうなんですかね。

長尾次長)

実際には町がやっぱり設けるといえるのか、準備する住宅というのは公営住宅法、法律に基づく住宅整備ということになりますからこの使用料に関しましてはそういった法律の制限を受けているといたるところで言いますと所得の制限を設けるんですね。従いまして最初入るときは所得制限とか引かかかってなくても長らく住まわれるとですね、どうしてもやっぱり稼ぎが若い時代に入りますからだんだん給料上がってきますねっていう話で考えると所得制限を超えてその超えた分だけは今度家賃の方へかかってくるということで確かにおっしゃるとおりですね。家賃はかなり膨らんでいきます。ということをお考えとおそらく20代ぐらいに例えば住宅に入られて、給料が高くなってきて今度30代後半ぐらいになった時に、じゃあ家賃がもう10万円近くになってるんで出ようかっていった時に町を選んでいただけるかどうかというそういう策がですね、出来てないっていうところはあるのかもしれない。そういったところを言うと町長部局の方もですね空き家バンクだったりとかっていうのは従来もずっと促進してやってきているところではあるんですけれども、なかなかこの辺がですね、若い方がやっぱり何の魅力を見られて都市に出られるかとかそういったところの分析っていうのはやっぱりやっていかないといけないんだろうというふうに思いますけれども、非常に悩ましいことだと思います。就労の場所っていうところで言うとですね、昔

は企業誘致の様なこともたくさんやってきてはおります。で、実際ですね町内を見まわしてみますと逆に今人材不足ですね、土建業者さんが特にそうだと思うんですけど人探してもいないっていうそういう事態が出てきてるってことを考えるとですね、もうこれは全国的全国的にですね、人が足りてないっていうところを言いますと、従前のようないわゆる企業さえ持ってくれば人はそこに住むそういう感覚は少しなくなっているかも知れませんが、いろんなことを分析していく必要があると思います。

河本委員)

人材不足は確かにあるんですけど確保したいっていう気持ちがあるけれど工事が無いっていう、町内業者が仕事が今無いって皆言ってるんですよ、入札だからその基準を決めるのは町じゃないですか、その枠の中に町内業者が入れる仕組みがもう少しあった方が納税するのは町内業者でちょうどいいじゃないですか。そう順繰り回っている中でこう思い切って確保した次にそれをまたさっきの話じゃないけど維持するっていうのもあるんですけど、なかなかこれは教育委員会では。

長尾次長)

実はですね、こうした問題、中山間地域特に課題が浮き彫りになってきている状況でございます。地方自治法も改正が少しありましてですね、随意契約できる金額っていうのも上限がありました。そういったことで言うと先程、例えば屋根の修繕とかっていうのは話をさせていただいたんですが、このあたりのところは、もちろん急がないといけないっていうことでもあるんですけども金額的に随意契約でできるというような状況がございますので、もちろん町内事業者さんへ出していきたいなというふうに考えている部分でございます。こうしたことを、町全体で考えていかないと非常にまずいだろうとそういうこともあります。今土建業っていう話があったんですけども私、人事部門にありましたんでついでに申し上げさせていただくと議員さんもいらっしゃるんで。役場の職員ですらなかなか採用、応募とか応じていただけない実情はございます。昨年度でいいますと、この春に向けて6名の職員を確保して行きたいということで合格の通知を出したんですけども、辞退が4名出まして、2名が役場の方に入っただけまして、こういうのが実情でございますので、そうした部分をですね、どういう風に今から考えて人材を確保していくかが非常に重要じゃないかなというふうに思っております。

池野委員)

関連してですが、子どもさんが高校に進学するときにやっぱり転出を考える時期に、そういう点で私の近所でも自宅から通うことを原則とされている高校があってそこからバスで通っていらっしゃるお子さんがいらっしゃるんですがそういう時に、バスの補助ですかね、そういう制度があるんでしょうか。

長尾次長)

実際申し上げますと現在ではそういった支援はございません。

池野委員)

もう一つ残念に思うのはですね、ここは今度住宅がいろいろ作られたんですが世帯用に比べて単身者の入居が少ないだろうと思うのでやっぱりその辺はニーズを間違えたのか、今後それは順次埋ってくるのか。

長尾次長)

支援も無いとは言い切ったんですけど、実際には継続してですね今6万2千か3千円。こ

れに関しましては全ての学生さんいわゆる高校生大学生を対象にして交通費の支援をしております。無いって言い切ったのはですね、実は6万程度でどうにもなりませんよね。よくご存知だと思うんですけど私も子どもがおりまして、もちろん町内の高校に通った子どももいるんですが、夢を求めて町外に出たというのもあるんですけれども、町外に出しますと月にですね大体1ヶ月定期で3万円以上の金額がいります。じゃあ1年間でいくらかかるという話ですよ。ですから無いに等しいっていう意味で無いという話をさせて頂きました。町としては、ですからそういう条件不利の中でですね、支援をして行きたいと考えるんですが一方で町内の県立高校、加計高校ですね。こちらの方に通っていただきたいというところを考えればあまり全てをですね、支援をしてしまうとこうした部分も難しくなる。この辺が町の施策の難しいところかなというふうに思っております。2番目のご質問ですが、ちょっとですね、一応教育関係の部門なのでちょっとスタッフに関するものですから今日はちょっとその部分については控えさせて頂いただけだと思います。

池野委員)

残念に思うのが、子ども達が進学する時に親も一緒に出ようかっていう事があるんですね。そこでちょっと残念だと思います。

小田委員)

中学校に上がる時に入りたい部活が無いんでもう家族ごと町外に移動されるとか、子どもさんだけ町外の学校に通われることで人数が減るといったことがあると思うんですけどそこから辺の対策とか何かありますでしょうか。

長尾次長)

この対策は非常に難しいですね。実際にはそういった案件今年度もあったという話はもちろん皆さんご承知のところじゃないかなと思っております。どうしてもですね、部活の内容ですね。例えばサッカーのようなことであったり、野球のような大人数でやるような競技ですね。こういったものっていうのは徐々にやはり様相が変わってきているのではないかと思います。そういう意味では中学校はクラブチームの方へ部活が移行していついていうところはあの話をしてるんじゃないかと思うんですけれども、そういったところを支援する取り組みというのは今から必要になる可能性はあるのかなというふうには思っておりますけれども。なかなか教育部門だけでこの話ができるかというところ非常に難しいので、今後ですね町長部門と行っております政策会議等でも情報を共有しながら施策を練らなくてはならないということを検討していきたいと思っております。

教育長)

色々ご意見を頂戴いたしました。教育委員会とは別のところのというようなご意見でしたけれども子ども大綱の中にも書かれてある通りですね、しっかりと施策についても子ども達からの話を聞いていく。そしてその子どもが人権を保障されるだけではなくに若者が安心して子育てに臨めるような社会を作るといこともこれからの教育の課題だよっていうふうになりますので、こういう意見を積極的にいただいてですね、やっぱり町長部局と連携しながらやっていくことが必要だなということを痛切に感じました。最後に出ました、やりたい競技が無いということなんですけれども、実際その辺のところ小学校の時に種目に取り組んでいて、中学に入って部活動で今までなかったんだけどやれる機会を与えられたというようなことも今回出てたりしておりますので、先ほど次長の話がありました部活動の地域連携というふうなところでそういうところも考えていけたらなというふうに思います。

それでは以上で本件の審議を終わります。

本日予定されておりました日程は終了いたしました。
では次回の照準会議の日程調整をお願いいたします。

(次回の教育委員会議の日程調整)

6月20日金曜日ということでお願いします。

以上で令和7年第5回教育委員会議を終わります。ありがとうございました。

(午前10時30分 閉会)